

# 農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2022.10.1 No23

一房に  
真心を込めて



上々の出来栄えに顔もほころぶ重郎左衛門農園代表の佐々木重美さん  
(品種：シャインマスカット)

# 管内農業者等の紹介①



重要で欠かせない剪定作業

表紙の写真は、西仙北地域小杉山地区で重郎左衛門農園を営む代表の佐々木重美さんです。佐々木さんは、平成13年に同地区の上大野地内にさくらんぼ70本(40a)の植栽を始め、平成15年にはブルーベリー800本(40a)、ジュンサイ(30a)を栽培し、現

在に至っております。畑地として毎年、播種、定植をしない通年作物として取り入れ、果樹農園として方向性を見出しました。平成27年には「攻めの農業実践、緊急対策事業」を利用し、ブドウ70本(35a)を植栽。品種はシャインマスカット、藤稔、ピオー

ネ、シナノスマイルの4種の高級品種を主力として栽培しています。ブドウの栽培管理は、6月から9月まで常時2名が担当しており、1本の木に100房を目標に着果させ、ジベレリン処理(種なしブドウ)後は、一房あたり5回以上、周期的に手が加えられ、摘果、ツルの配芯、葉摘み等の作業を繰り返し、消毒も欠かせないとの事でありました。一房、一房に真心を込



季節ごとの収穫祭のご案内

めて、商品価値を高めるための努力が感じられました。取材時にブドウ園の中に入れて頂きましたが、整然として重厚に稔ったブドウ群は感動に価するものでした。このまま自然災害もなく、無事に収穫できます事をお祈りしました。

広報専門委員

菅原 廣太郎

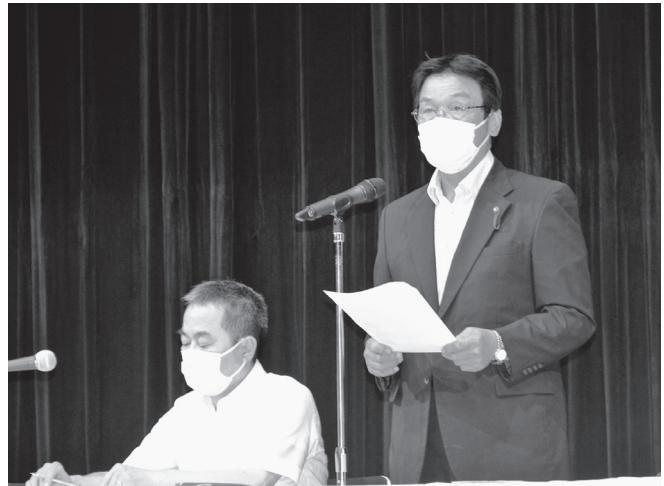
(西仙北地域)

# 市町村農業委員会地区別研修会

主催／秋田県農業会議

「市町村農業委員会地区別研修会」が去る8月4日、横手市民会館で開催され、大仙市農業委員会からは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の26名が参加しました。

秋田県農業会議の主催で開催された同研修会は、改正農業委員会法5年後見直しの検討を踏まえ、市町村は、目指すべき農地利用の姿を描いた「目標地図」を含む「地域計画」を策定することになり、この中で農業委員会は、「目標地図」の素案を作成することになりました。こうした状況を踏まえ、県内の農業委員会が意向把握や話し合い、マッチング等の活動が引き続き取り組めるよう、その重要性について改めて理解を深める研修となりました。



秋田県農業会議を代表して挨拶する  
大仙市農業委員会の細谷精悦会長

## 令和4年度 大仙市農作業標準賃金・料金表(秋作業抜粋)

農業委員会では、農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。

この金額は、あくまでも標準額ですので、**圃場の状態や作業の難易度により当事者間で協議の上で決定する目安としてご活用下さい。(金額は、消費税10%が加算されています。)**

区 分		単 位	金額(円)	備 考	
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	15,840	・すみ刈は含みません。
		未整理田		16,940	
	一貫作業	整 理 田	10a	28,160	・一貫作業は刈取から調整までとします。 ・色彩選別料は含みません。
		未整理田		30,250	
糶 運 搬		10a	1,600		
糶 乾 燥		60kg	1,020		
糶 摺 り 調 整		60kg	480		
糶摺り調整 (色彩選別含む)		60kg	700	・色彩選別単独の場合は、330円/30kg (税込み) 但し労賃は含みません。	
地 上 防 除		10a(1回)	1,100	・農薬代は含みません。	
オペレーター		1時間	1,250		
一 般 作 業		1日	6,700	・賄いはなしとします。	

※未整理田とは、30a未満の圃場をいいます。

# 農地パトロールを実施しました

## 適切な農地の管理を心掛けましょう。

農業委員会では、耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に7月から9月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

パトロールは農地の利用促進につなげるための情報収集を目的とし①農地利用の確認②遊休農地の実態把握③違反転用の発生防止・早期発見の3点に主眼を置いて、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に事務局・分室の職員が同行し、状況を確認しました。不適切な農地の管理者には、是正指導等を行う場合があります。遊休農地の発生の主な原因は、農家の高齢化や後継者不足等にあると考えられますが、一旦荒らしてしまった農地には引き受け手がなくなるなどの問題があります。農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないように日頃から適切な管理をお願いします。



中仙地域



仙北地域

# お知らせ

## 令和5年度分 軽油引取税免税証(農業用)交付申請の受付について

- 農業用軽油引取税免税証の交付申請については、以下の日程で、集合受付を実施します。
- 総合県税事務所仙北支所での受付は、令和5年2月1日から行う予定ですが、感染症予防の観点から可能な限り郵送にて申請をしてください。郵送申請の受付期間は令和4年12月1日から令和4年12月31日までとなります。
- 詳細は「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：66308)

### ●集合受付日程

地域	受付日	時間	会場
西仙北地区	令和4年12月13日(火)	午前10時～午前11時30分、 午後1時～午後2時30分	秋田県立農業科学館 (多目的ホール)
大曲・協和地区	令和4年12月14日(水)		
中仙地区	令和4年12月15日(木)		
上太田・神岡地区	令和4年12月16日(金)		
仙北・南外地区	令和4年12月20日(火)		
下太田地区	令和4年12月21日(水)		

※ 会場での滞在時間を短くし密を避けるため、書類は記入の上でお越しください。

### ●注意事項

- ① 申請する上での必要書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号：7689) 各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
- ② 申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。
- ③ 受付に来所の際はマスク着用、咳エチケット及び手指消毒等にご協力をお願いします。

### 【お問い合わせ・送付先】

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課

住所：秋田市山王4-1-2

TEL：018-860-3341 FAX：018-860-3333



【令和5年度分 軽油引取税免税証(農業用)の交付申請の受付について】のQRコード



【農業用免税軽油の申請手続きについて】のQRコード

### 農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内) … 0187-72-4611(直通)  
 大曲分室 …………… 0187-63-1111(代表)  
 西仙北分室 …………… 0187-75-2966(直通)  
 中仙分室 …………… 0187-56-2325(直通)  
 協和分室 …………… 018-892-3694(直通)  
 南外分室 …………… 0187-74-3001(直通)  
 仙北分室 …………… 0187-63-3003(代表)  
 太田分室 …………… 0187-88-1115(直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内 もしくは3週間以内
農用地利用集積計画に関する申請		翌月の総会終了後1週間以内
買受適格証明申請	随時受付	翌月の総会終了後1～2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

経営とくらしを応援!!



経営とくらしに役立つ  
情報をお届けします!

農家のための情報誌  
『全国農業新聞』

- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円[送料、税込み]

- 購読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
- お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

# 知っていますか？ 相続登記制度が新しくなりました 相続登記が義務化（令和6年4月1日制度開始） されます！

所有者が亡くなっても「相続登記」がされていないために、登記簿を見ても所有者が分からず、災害の復旧・復興事業等や様々な取引を進められないといった問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、令和3年4月に成立し、「相続登記」が義務化されました。

Q1

長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐ登記をしなければなりませんか？

A

「相続登記」が義務化される制度は令和6年4月1日からスタートします。また、「相続登記」申請については、制度のスタートから3年間の猶予期間があります。

Q2

「相続登記」をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？

A

新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、罰則の対象になりません。

Q3

制度がスタートした後、不動産を相続したら、どのような登記をすればよいでしょうか？

A

相続人の間で遺産分割の話し合いが整った場合には、その結果を踏まえた登記をすることになります。話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続きをとることで義務を果たすこともできます。「相続人申告登記」とは、不動産を相続する者が法務局の登記官に対し「私が不動産の相続人です」と申告することです。その後、正式に相続人が確定したら、確定した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

Q4

「相続登記」について不明な点がある場合、どこに相談すればよいでしょうか？

A

お近くの法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。また、「相続登記」を推進する様々な取り組みを法務省のホームページで情報提供しています。

法務省ホームページ  
<https://www.moj.go.jp>



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」



# 農地でお困りの方へ!



次のような悩みはありませんか?

- 農業を続けられない
- 経営する農地を縮小したい
- 相続した農地の管理ができない

## 農地中間管理機構に農地を貸せば、 固定資産税が 半額になります!

所有する全農地 (10アール未満の自作地は残せます) を、  
新たに 農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付け  
たときは、3年間、固定資産税が 2分の1に軽減されます。

※借受者が見込めない場合や借受者との調整がつかない場合は、農地中間管理機構は、農用地を借り入れることはできません。

- 農地を放置している方
- 農地を十分管理されていない方

将来、固定資産税が 1.8倍 に増額されることがあります。  
今から 農地中間管理機構への貸し付け などの方策  
をご検討されてはいかがでしょうか。

### 固定資産税の例

1 haの農地を所有している場合の全国平均額であり、  
実際の額は個々の農地によって異なります。

**1万円 → 1.8万円**

※農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告されません。

詳細は、最寄りの地域振興局や市町村農政担当課、農業委員会までお気軽にお問い合わせください。

秋田県農業公社(農地中間管理機構)

TEL.018-893-6223 / FAX.018-895-7210

秋田県農業会議(農業委員会ネットワーク機構)

TEL.018-860-3540 / FAX.018-823-7361

## 管内農業者等の紹介②

日に焼けた男前が眩しい朝日の中、自慢のリンドウを収穫するのは、神岡地域の鳥羽信一さん（63歳）です。鳥羽さんは2年前に42年間勤めた秋田おぼこ農業協同組合を退職され、在職中は地域農業の普及と発展に努められまし

た。現在は、専業農家として10aにリンドウを栽培、販売しています。仲間のアドバイザーによりリンドウの栽培に取り組み始め、現在は早生品種から晩生品種まで12品種を作付けしています。いつもの年であれば、高温のため収穫時

うです。更には、最晩生品種の「モダンブルー」への期待も大きく、今後は経験を積み重ね、驕らずに少しずつ作付面積を増やし安定・増収（目標150万円/10a）を目指したいと目を輝かせて語っております。

広報専門副委員長

齊藤 亘（神岡地域）



自慢のリンドウを収穫する鳥羽信一さん

期が早まりなかなか価格面で予定どおりとはいかなかったようですが、今年はお盆の時期に開花、収穫があり、特に「秋田の青」と「しなの早生」が適期に収穫が出来たよ



収穫適期の「秋田の青」

## 編集後記

これからナントナルンダべ？ボヤキが思わず出てしまふ。終息が見えない新型コロナウィルスやロシアのウクライナ侵攻。どちらも農業経営にとっては、コメの消費減少、燃料や肥料、農業資材の高騰等の大打撃で頭が痛い。どちらも早く終息してほしいと願うばかりである。農林水産省が5年間に一度も水稲を作付けしないと交付対象にしないという「水田活用直接支払交付金の見直し」を打ち出しました。水田と畑では土壌の構造が全く違い、水田を畑作物に合うように土壌改良してきた農家の努力を無にする政策ではないだろうか。農業委員会組織ではこの政策の見直しを要請しています。稲の茎数不足で減収が心配されますが、来年への明るい展望のもてる収穫の秋となつてほしいものです。広報専門委員会では、「農業委員会だより」を通じて農政、農業情報をできるだけわかりやすくお届けしたいと思っています。

広報専門委員

佐々木 忠永

（西仙北地域）



大仙市

農業委員会だより【第二十三号】

発行／大仙市農業委員会

〒019-1170-1

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会

TEL 0187(2)4611

印刷／(株)秋田精巧堂